

山梨県警察本部訓令第7号

山梨県公安委員会審査請求手続に関する訓令を次のように定める。

令和3年8月26日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県公安委員会審査請求手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県公安委員会審査請求手続規則（令和3年山梨県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、山梨県公安委員会が行う審査請求の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(総代の互選の命令等)

第2条 規則第5条第1項に規定する総代の互選の命令の書面は、総代互選命令書（別記様式第1号）とする。

2 規則第5条第2項に規定する総代の選任通知の書面は総代選出通知書（別記様式第2号）とし、解任通知の書面は総代解任通知書（別記様式第3号）とする。

(参加の許可の通知等)

第3条 規則第6条第1項に規定する参加の許可又は不許可の通知の書面は、審査請求参加許可（不許可）書（別記様式第4号）とする。

2 規則第6条第2項に規定する参加の要求の書面は、審査請求参加要求書（別記様式第5号）とする。

3 規則第6条第3項に規定する利害関係人が新たに参加人となったときの通知の書面は審査請求参加通知書（別記様式第6号）とし、参加を取り下げたときの通知の書面は審査請求参加取下げ通知書（別記様式第7号）とする。

(補正の命令)

第4条 規則第7条に規定する補正の命令の書面は、補正命令書（別記様式第8号）とする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取等)

第5条 規則第8条第1項に規定する執行停止についての処分庁（山梨県公安委員会を除く。以下同じ。）の意見の聴取の書面は、執行停止に係る意見聴取書（別記様式第9号）とする。

2 規則第8条第2項に規定する執行停止をしたときの通知は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める書面で行うものとする。

(1) 審査請求人（申立てによる場合に限る。） 申立てによる執行停止決定書（別記様式第10号）

(2) 審査請求人（申立てによる場合を除く。） 職権による執行停止決定書（別記様式第11号）

(3) 参加人 参加人に対する執行停止決定通知書（別記様式第12号）

(4) 処分庁 処分庁に対する執行停止決定通知書（別記様式第13号）

3 規則第8条第2項に規定する執行停止をしないこととしたときの通知の書面は、審査請求人に対しては執行停止申立てに対する決定書（別記様式第14号）とし、参加人及び処分庁に対しては執行停止申立てに対する決定通知書（別記様式第15号）とする。

（執行停止の取消しの通知）

第6条 規則第9条に規定する執行停止を取り消したときの通知の書面は、審査請求人に対しては執行停止取消書（別記様式第16号）とし、参加人及び処分庁に対しては執行停止取消通知書（別記様式第17号）とする。

（審査請求の取下げの通知等）

第7条 規則第10条第1項に規定する審査請求の取下げの通知の書面は、審査請求取下通知書（別記様式第18号）とする。

（処分庁等に対する弁明書の提出の要求）

第8条 規則第11条に規定する処分庁等に対する弁明書の提出の要求の書面は、弁明書提出要求書（別記様式第19号）とする。

（反論書等を提出すべき期間の通知）

第9条 規則第12条に規定する反論書を提出すべき期間の通知の書面は反論書提出期限設定通知書（別記様式第20号）とし、意見書を提出すべき期間の通知の書面は意見書提出期限設定通知書（別記様式第21号）とする。

（口頭意見陳述の通知）

第10条 規則第13条第1項に規定する口頭意見陳述の期日等の指定及び審理関係人の招集の書面は、申立人に対しては申立人に対する口頭意見陳述実施通知書（別記様式第22号様式）とし、申立人を除く審理関係人に対しては審理関係人に対する口頭意見陳述実施通知書（別記様式第23号）とする。

2 口頭意見陳述を実施しないときは、申立人に対し、口頭意見陳述に関する通知書（別記様式第24号）を送付するものとする。

（補佐人同伴の許可の通知）

第11条 規則第14条に規定する補佐人同伴の許可の通知の書面は、補佐人同伴許可（不許可）書（別記様式第25号）とする。

（証拠書類等を提出すべき期間の通知）

第12条 規則第15条に規定する証拠書類等の提出すべき期間を定めたときの通知の書面は、反論書提出期限設定通知書又は意見書提出期限設定通知書とする。

（物件の提出の通知等）

第13条 規則第16条第1項に規定する物件の提出の要求をし、又はしないこととし

たときの通知の書面は、物件提出要求申立てに対する回答書（別記様式第26号）とする。

- 2 規則第16条第2項に規定する物件の提出の要求の書面は、物件提出要求書（別記様式第27号）とし、物件提出依頼回答書（別記様式第28号）を添付するものとする。

（証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知）

第14条 規則第18条に規定する証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知の書面は、証拠書類等提出通知書（別記様式第29号）とする。

（参考人の陳述の通知等）

第15条 規則第19条第1項に規定する参考人の陳述又は鑑定の要求をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、参考人陳述等申立てに対する回答書（別記様式第30号）とする。

- 2 規則第19条第2項に規定する参考人の陳述の要求の書面は参考人陳述依頼書（別記様式第31号）とし、鑑定を要求するときの書面は鑑定依頼書（別記様式第32号）とし、依頼回答書（別記様式第33号）をそれぞれ添付するものとする。

- 3 参考人の陳述は、陳述書提出依頼書（別記様式第34号）により文書で要求することができる。

（検証の通知等）

第16条 規則第20条第1項に規定する検証をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、検証申立てに対する回答書（別記様式第35号）とする。

- 2 規則第20条第2項に規定する検証の実施の通知の書面は、検証実施通知書（別記様式第36号）とする。

（質問の通知等）

第17条 規則第21条第1項に規定する質問をし、又はしないこととしたときの通知の書面は、質問申立てに対する回答書（別記様式第37号）とする。

- 2 規則第21条第2項に規定する質問の実施の通知の書面は、質問実施通知書（別記様式第38号）とする。

- 3 質問は、質問回答依頼書（別記様式第39号）により文書で回答を求めることができる。

（意見の聴取の通知等）

第18条 規則第22条第1項に規定する審理関係人を招集して意見の聴取を実施する通知の書面は、意見聴取期日出席要請書（別記様式第40号）とする。

- 2 規則第22条第2項に規定する審理手続の期日等の通知の書面は、審理手続期日等通知書（別記様式第41号）とする。

（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取等）

第19条 規則第23条第1項に規定する提出人の意見の聴取の書面は、提出書類等の閲覧等に関する意見聴取書（別記様式第42号）とし、提出書類等の閲覧等に関する回答書（別記様式第43号）を添付するものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第20条 規則第24条に規定する手続の併合又は分離の通知の書面は審理手続併合（分離）通知書（別記様式第44号）とする。

（審理手続の終結の通知）

第21条 規則第25条に規定する審理手続を終結した旨の通知の書面は、審理手続終結通知書（別記様式第45号）とする。

（裁決書の様式）

第22条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条第1項に規定する裁決書の様式は、裁決書（別記様式第46号）とする。

（公示の方法）

第23条 規則第26条第2項に規定する公示の方法による送達をしたときの通知の書面は公示送達通知書（別記様式第47号）とし、行政不服審査法第51条第3項に規定する公示の書面は、公示送達（別記様式第48号）とする。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

様式 省略